

女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人北九州市福祉事業団

当事業団では、女性活躍推進法に基づき、職員が働きやすい職場環境づくりや、職員の能力を十分に発揮できるような様々な支援により、職場のリーダーとして活躍する女性をさらに増やします。また、育児休業のさらなる取得促進のため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 2020年4月1日から2025年3月31日

2 目 標

目標1 管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合を30%以上とする。

<取組内容>

●2021年4月～

新規採用職員研修、採用6か月後研修、3年次研修、6年次研修、中堅職員研修等、階層別に研修を行い、事業の円滑な実施及び事業継承を行うことができる管理職候補の育成を目指す。

●2021年10月～（年1回程度）

キャリアデザイン研修を年に1回程度企画・実施し、中堅職員のキャリア形成に必要な、能力開発・意識改革を促す。

目標2 男女あわせた育児休業取得率を5%アップさせる。

<取組内容>

●2020年4月～

男性職員に対しても、出産祝金や扶養の申請を契機として、希望等に応じて育児休業制度の説明を行う。（女性職員には産前産後休業前に随時行っている。）

●2020年4月～

育児休業を取得することにより昇格等で不利益等が生じることのないような制度の検討・確認を行う。

女性の活躍に関する情報公表について

対象期間：令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

- ・係長級職にある者に占める女性労働者の割合

51.4%

- ・1月当たりの平均残業時間

5.9時間

- ・男女の賃金の差異

（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）

全労働者 75.0%

正規職員 76.5%

無期雇用嘱託職員 94.3%

有期雇用嘱託職員 84.0%

臨時職員（アルバイト・パート） 101.0%

※賃金は通勤手当を除く

※人数は常勤換算により算出